

鯖江市スポーツ振興計画推進委員会分科会運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、鯖江市スポーツ振興計画推進委員会設置要綱第 5 条に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 各分科会は 10 名以内の会員で組織する。ただし、教育長が必要と認めたときはこの限りではない。

2 分科会の会員は、推進委員会の委員のほか、鯖江市スポーツ振興計画推進委員会設置要綱第 3 条第 2 項の各号に掲げる者から構成し、教育委員会が委嘱する。

(職務)

第 3 条 分科会の会員は、推進委員会で提言された事項に関して、審議し回答する。

(任期)

第 4 条 分科会の会員の任期は、当該の推進委員会設置期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 5 条 各分科会には、会長および副会長を置く。

2 各分科会の会長および副会長は、会員の互選によってこれを定める。

3 各分科会の会長は、会務を総理し、各分科会を代表する。

4 各副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 各分科会は、必要に応じて各会長が招集する。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は各会長が協議し定める。

附 則

この要領は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。